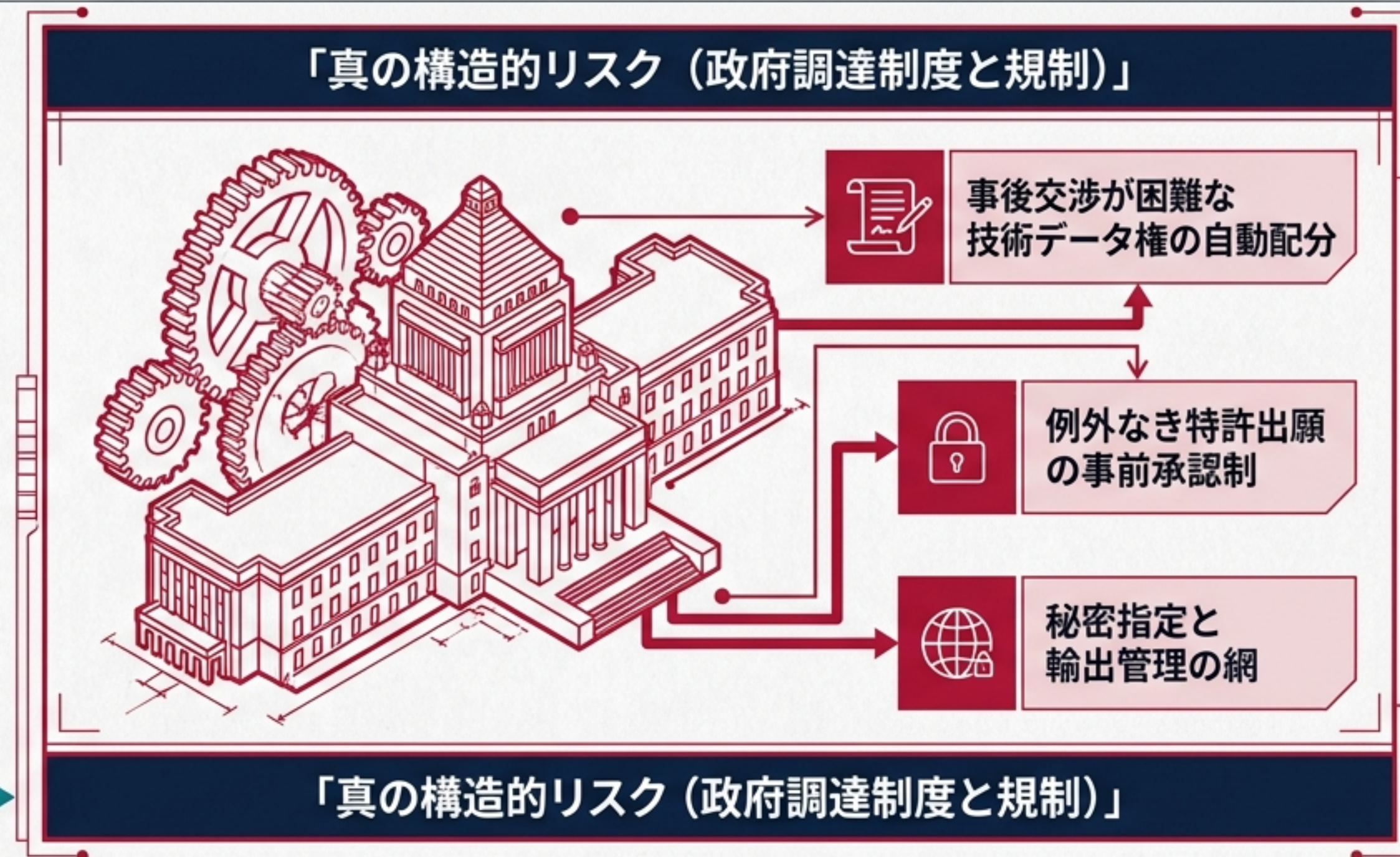




防衛デュアルユース分野における企業知財戦略

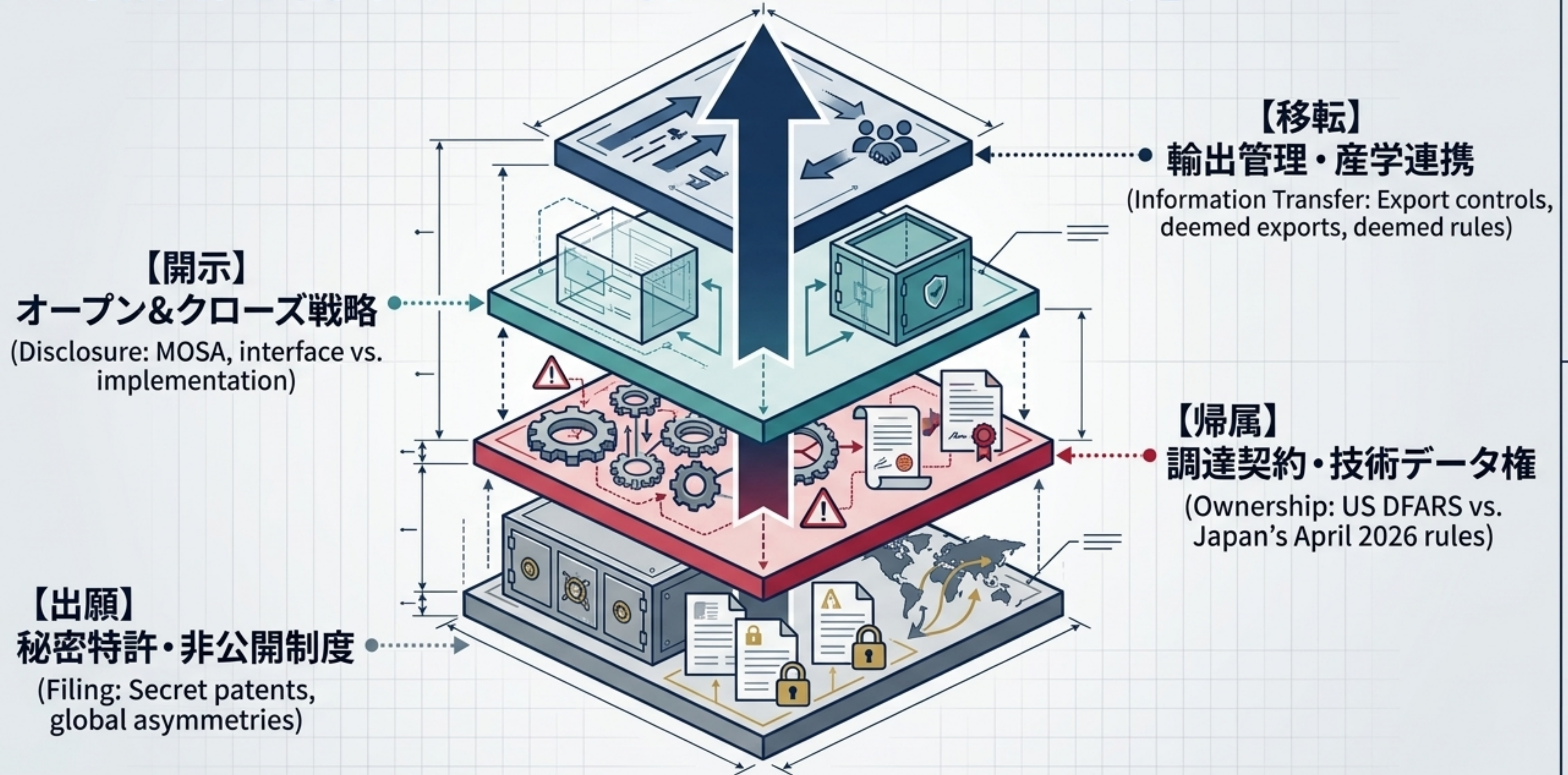
現状と今後の課題 — 経営層のための実践的青写真 (第2版対応)

最大の知財リスクは、競合他社ではなく「政府の制度」にある



「特許を出願すべきか」という問いは不十分。
真の問いは、「**契約締結前に、自社IPをどう切り分け、記録しておくか**」である。

知財戦略を構築する「4層のアーキテクチャ」



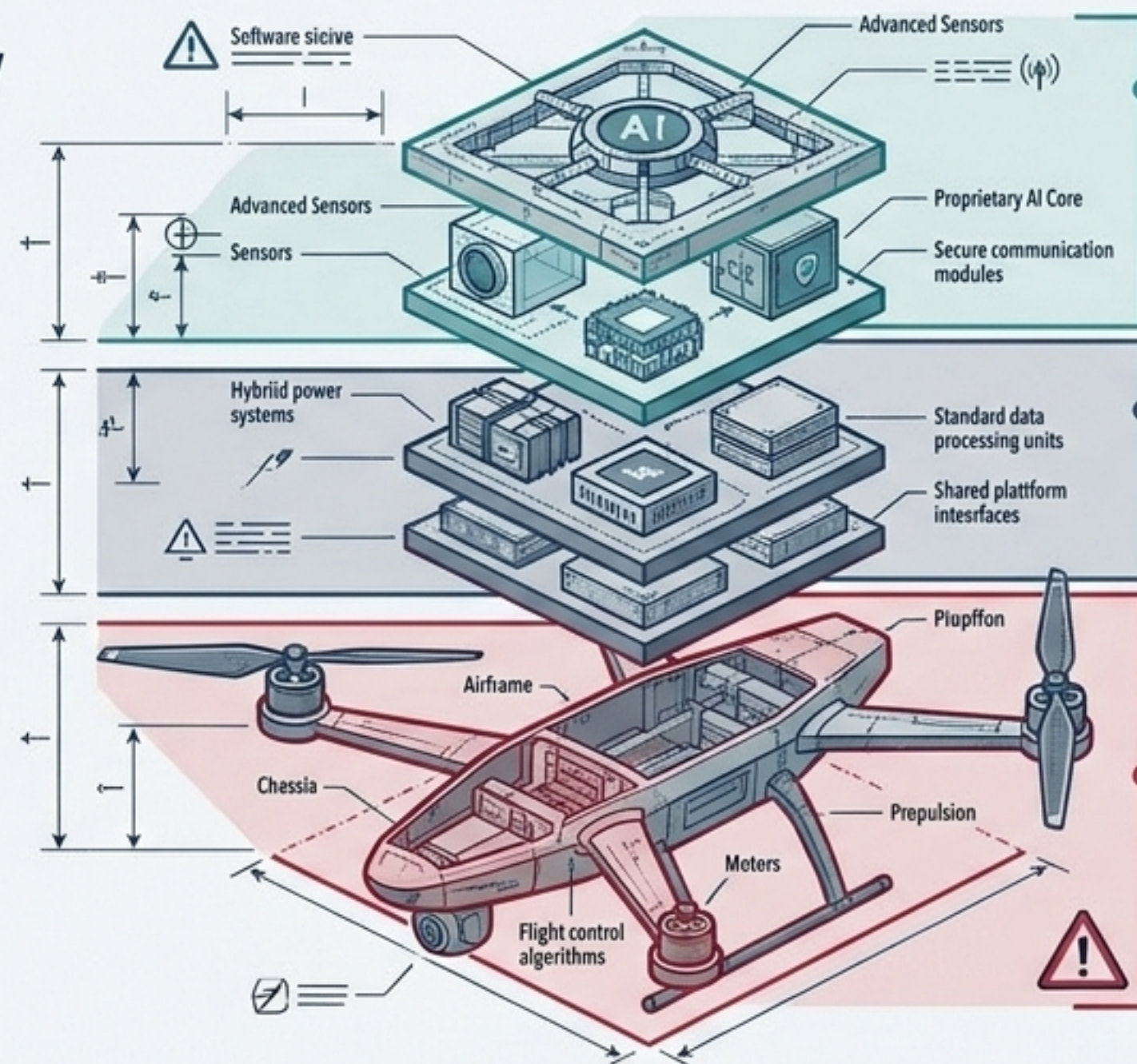
[Layer 1: 出願] 秘密特許リスクの非対称性

	Japan	US	Europe / UK
制度の現状	2024年施行。付加要件により民間主導研究は網にかかりにくい。	積み上がる秘密指定。FY2024は前年比2.8倍の新規発令。	EPO統一枠組みなし。NATO相互保護協定(1960年)が存在。
有効な保全・秘密指定件数	保全指定: 0件 (過去2年間)	有効件数: 6,543件 (新規356件)	英国有効: 1,151件 (GCAP等で影響大)
企業への実務的影響	影響: 対象外でも全出願人に最長3か月の優先権証明書発行遅延が発生。	影響: FFL (外国出願許可) の手続。一度発令されると解除は年間0~40件と困難。	影響: 英国で指定されると、欧州/PCT出願が優先日から14か月で取下げ擬制。

[Layer 2: 米国帰属] 権利を決めるのは「出願時期」ではなく「資金の出所」

実務上可能な最小の構成単位 (segregable portion) で資金源を判定

The Modular Anatomy



資金源: 専ら私費
(Exclusively at Private Expense)

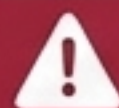
権利: Limited Rights / Restricted Rights
(政府内部の使用に限定)

資金源: 混合資金
(Mixed Funding)

権利: Government Purpose Rights (GPR)
(原則5年・交渉可能。期間中はNDA付きで競合開示可、満了後Unlimitedへ)

資金源: 専ら政府資金
(Exclusively Govt Expense)

権利: Unlimited Rights
(無制限の利用・開示)



誤解の罠: 契約前に特許を出願しても、それだけでLimited Rightsは保証されない。技術データ権と特許権は別建て (DFARS 252.227-7013(j))。

[Layer 2: 日本帰属] 令和8年4月からの新特約条項と「外国関係主体」の罠

Key Change 1: 承認要求の厳格化

- 産業財産権の出願は例外なく事前の書面承認が必要 (第4条)。
- 第三者移転・実施許諾も原則事前承認制 (第7・8条)。国への無償実施権は「利用に必要な範囲」に限定 (第15条)。

令和8年4月1日
(April 1, 2026)



Key Change 2: The Foreign Entity Trap



新設概念: 「外国関係主体」 (例: 外国資本の議決権50%以上の会社、外国籍役員が過半数の団体等)。

インパクト: この相手方に対しては、知財移転・実施許諾の承認不要例外が一切適用されない。

Takeaway: 外国VCからの出資が50%を超えた瞬間、既存契約下の知財運用パラダイムが激変する。
資本政策と知財戦略は不可分に。

[Synthesis] 最優先の防衛策：「契約前ファイアウォール」の構築

米日両国の制度リスクを生き抜く唯一の解は、契約を締結する前に自社IP（Background）と政府案件（Foreground）を物理的・会計的に完全分離すること。



1. リポジトリの分離

私費開発のコード・設計データと政府資金プロジェクトを完全に分離。



2. 原価管理の分離

構成品・プロセス単位 (segregable portion) で「私費開発」であることを間接費プール等で立証可能にする。



3. マーキングとCDRL

納品物を絞り込み、制限的legendを正確に付与。



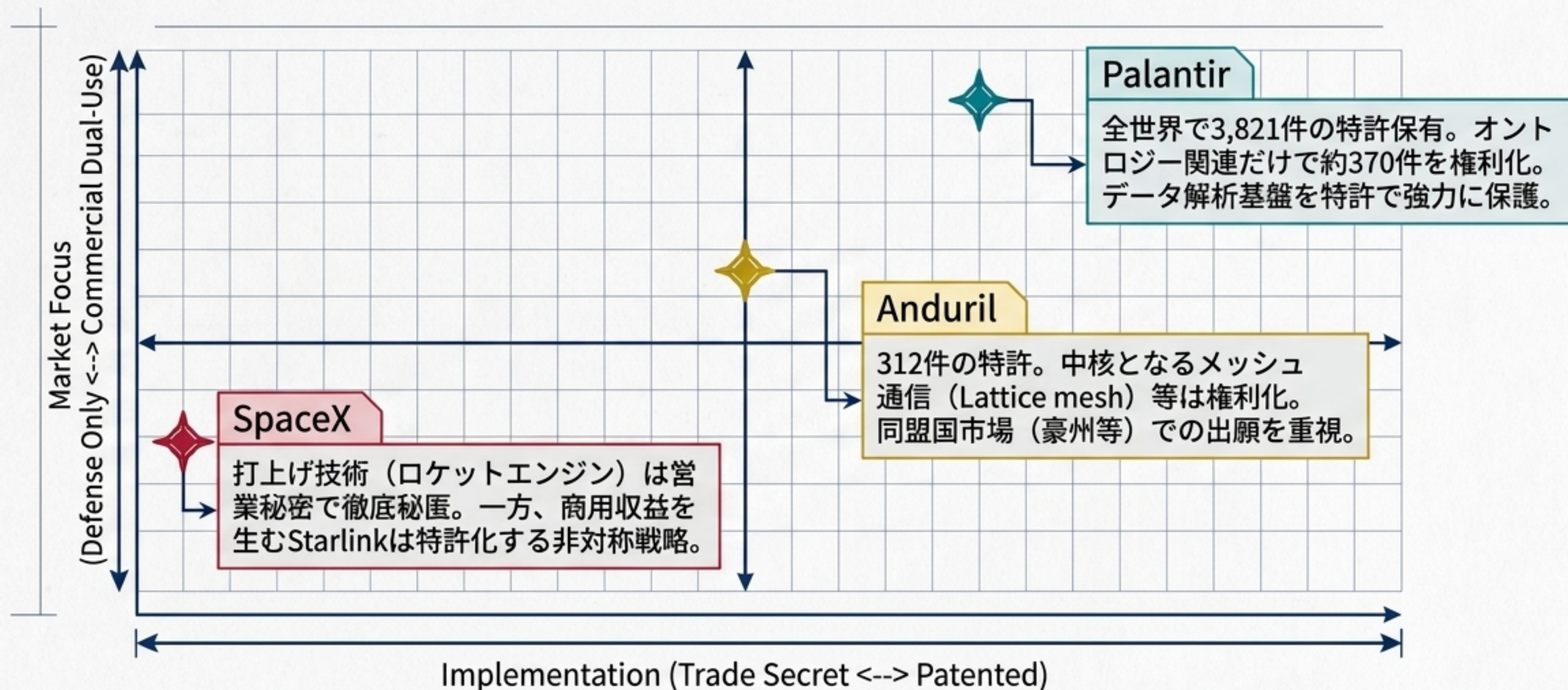
⚠ Radar Warning (FY2027 NDAA):

米下院を通過した新法案が成立すれば、納入物に対しGPRがデフォルト化し、制限的権利の主張には「明白かつ説得的な証拠 (Clear and convincing evidence)」が要求される。今すぐ証拠保全に着手せよ。



⚠ 00:00:00

[Layer 3: 開示] 「防衛テック＝営業秘密一辺倒」という誤解



Bottom Line: 戦略は事業モデルで分岐する。リバーエンジニアリング耐性が低く商用展開を狙うなら特許、耐性が高いなら秘匿が原則。軍事用途を過度に記載せず、技術的実質を正確にクレーム化せよ。

[Layer 3: 開示] オープンアーキテクチャ(MOSA)要求と中核IPの保護

⚠ The Government Demand:
米国は法に基づくMOSA（モジュラー開放型システム）を要求。私費開発のインターフェース仕様であっても、政府は補償付きでGPRを取得可能。EU（SAFE/EDIP）も第三国の制限を受けない「Design Autonomy」を要求。

【開く】インターフェース
(ICD/API)

【閉じる】
コアアルゴリズム・製造工程

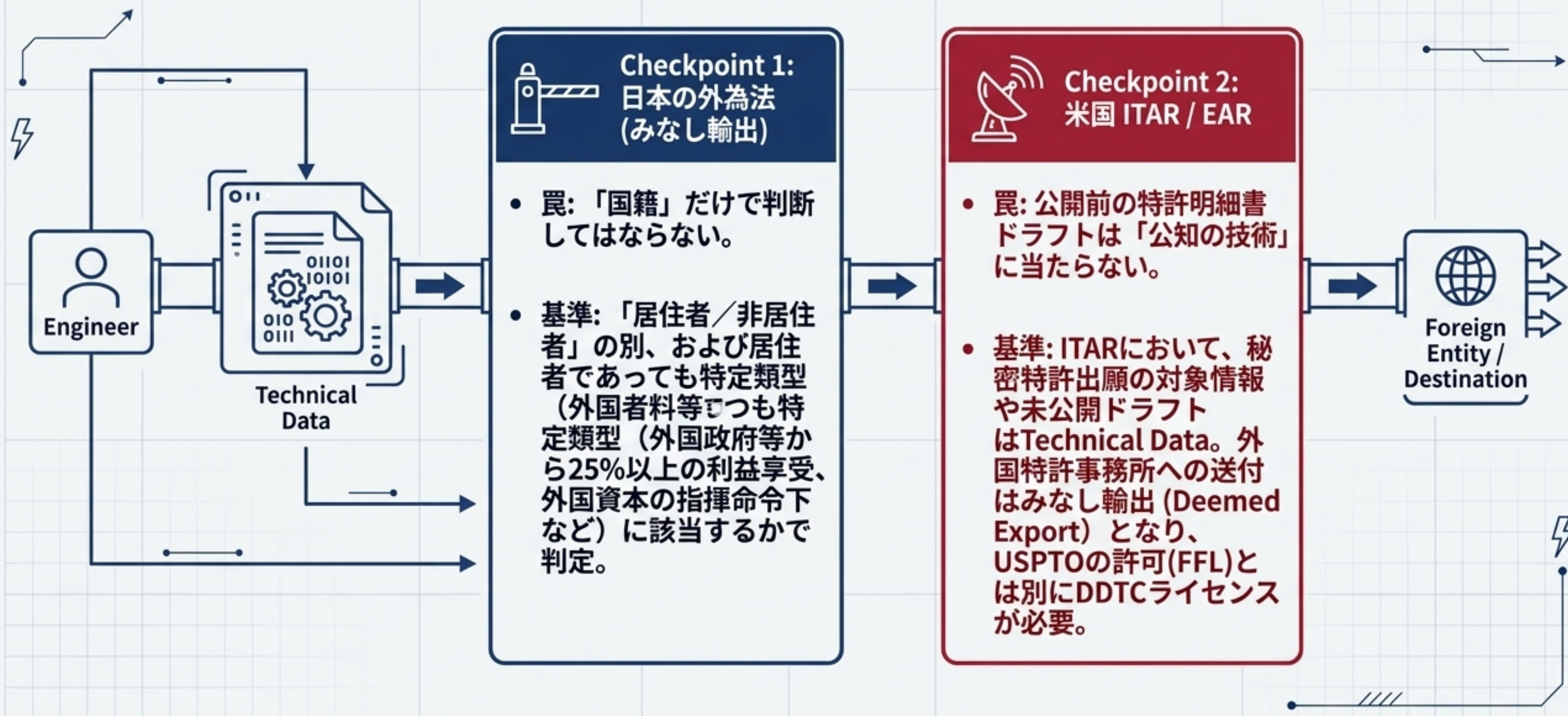
仕様を開放して標準化の主導権を握り、エコシステムでのネットワーク効果を獲得する。(Open / GPR)

The Strategic Compromise
(インターフェースと実装の分離)

内部実装はLimited/Restricted Rightsとして死守し、ブラックボックス化する。
(Closed / Limited Rights)



[Layer 4: 移転] 技術データの移動と「みなし輸出」のチェックポイント



知財と資本市場の不可分な交差点

- 海外VCからの資金調達
- CFIUS審査 (2024年は重要技術関連が申告の46%)
- BIS「Affiliates Rule (50%ルール)」(2026年11月9日まで適用停止中だが、追加措置がなければ自動復帰。有構造マッピングが急務)

**Capital Strategy
(資本政策)**

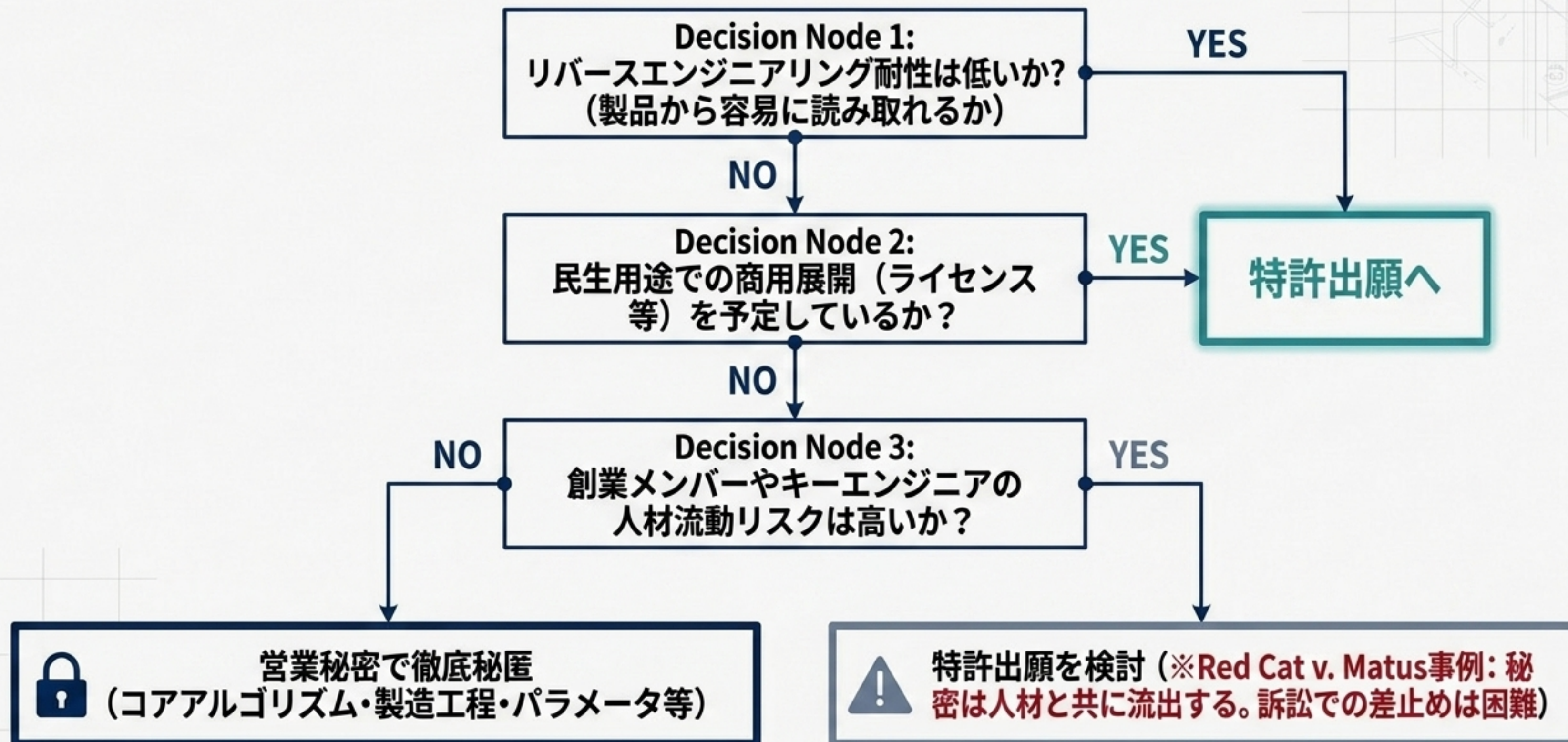
**IP Strategy
(知財戦略)**

- 政府保有のGPR・Unlimited Rightsの有無 (独占性の崩壊リスク)
- 外為法の対内直接投資規制

The Red Intersection: 「外国関係主体」への転落リスク

海外調達により外国資本の議決権が50%を超えると、防衛省契約における知財移転・実施許諾の承認不要例外が剥奪される。デューデリジェンスのレッドフラグとなる。

意思決定マトリクス：特許出願か、営業秘密か？



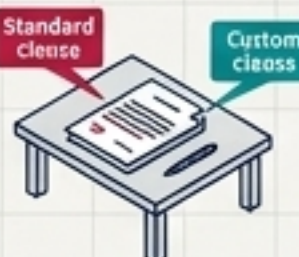
経営層への5つの行動要請と、今後の警戒レーダー

C-Suite Action Plan

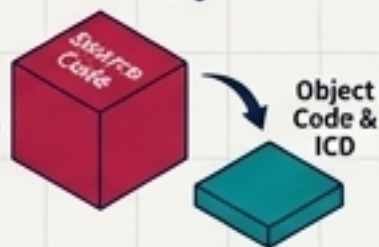
1. 契約前の分離: 私費開発と**政府案件**のリポジトリ・原価管理を構成品単位で完全分離せよ。



2. 特約の回避: 標準条項を盲目的に受諾せず、**個別交渉** (Specifically Negotiated License Rights / 受注者帰属申請) を行え。



3. 納品物の絞り込み: CDRLを交渉し、ソースコードではなく**オブジェクトコード**とICDに限定せよ。



4. マーキングの徹底: 制限的legendを正確かつ期限内に付与せよ。立証責任は企業にある。



5. 資本のIP監査: 資金調達前に、**議決権50%変動**による知財リスク(外国関係主体該当性)を法務・知財と評価せよ。



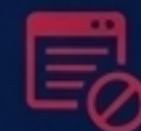
2026-2027 Radar

2026年4月



・2026年4月: 日本の防衛省新特約条項 (外国関係主体規制) の適用開始。

2026年11月



・2026年11月: 米国BIS Affiliates Rule(50%ルール) の適用停止解除予定。

2026-2027年



・2026-2027年: 米国FY2027 NDAA成立の可否 (納入物GPRのデフォルト化と高度な立証責任の義務化)。

Final Callout

能動的な記録と文書化こそが、究極の知財防衛である。